

今、あらためて人権の視点から「男女共同参画」推進の意味を考える

日本国憲法と「平等・発展・平和」を起点にして

十文字学園女子大学教員

片居木 英人(かたいぎ ひでと)

2020年7月17日(金)

はじめに

- ・簡単な自己紹介(憲法・人権・社会福祉〔女性福祉〕)
- ・研究運動テーマ「売春防止法と婦人保護事業の現代的展開のあり方の探究」
- ・性売買問題 - 「性(セクシュアリティ)は人権であること」の人権文化の構築をめざして

1 日本国憲法の人権理念が基軸

- ・憲法13条「個人としての尊重、生命権・自由権・幸福追求権の最大の尊重」
「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
生命ある「個別性」と「多様性」の尊重、自己決定権の尊重
- ・憲法14条「法の下での平等」(平等権、不当な差別的取扱いを受けない)
「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」
13条の次に「法の下での平等」条項が置かれている点に注目
「社会的関係における差別の否定」の今日的重要性
...公共圏を超えて「親密圏」にまでの拡張
...DV、虐待、ハラスメント、異質性排除(攻撃)への人権・権利視点として

2 「平等・発展・平和」の今日的展開の必要性

- ・1975年「国際女性年」
- ・1976~1985年「国連女性の10年」
- ・「平等なくして発展・平和なし」「発展なくして平等・平和なし」「平和なくして平等・発展なし」
三者は密接不可分 - 「三位一体」であり、男女共同参画推進にとって中核となる普遍的な人権価値
- ・「平等への権利」
「いかなる種類の差別もなしに」が基本
「完全参加と平等」
...国際障害者年(1981年)と、続く国連・障害者の10年(1983~1992年)の

スローガン

...「国際障害者年行動計画」(1979年、国連総会採択)一節:「...ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱く脆い社会なのである。」

...閉じられた社会 - 「排除する社会」 - の脆弱性を端的に表現するすもの

・「発展への権利」

「発展の権利に関する宣言」(国連総会採択 1986年)が重要

...同宣言前文一節:「...発展とは、人民全体及びすべての個人が、発展とそれをもたらす諸利益の公正な分配に、積極的かつ自由に、また有意義に参加することを基礎として、彼らの福祉の絶えざる増進を目指す包括的な経済的、社会的、文化的及び政治的過程である...」

...「完全参加と平等」につながるもの

・「平和への権利」(平和的生存権)

日本国憲法前文(...全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利...) 憲法 13 条(個人としての尊重、生命権・自由権・幸福追求権の最大の尊重) 憲法 9 条(戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認)等を柱として構成することが可能

「平和の文化に関する宣言」(国連総会決議 1999年)

...「平和は単に争いがないということではなく、対話がはげまされて争いが相互理解と協力の精神で解決される。積極的で力強い参加の過程をふくむものであることを認識し...」と謳う

...同宣言 1 条:「教育や対話、協力を通して生命を尊重し暴力を終わらせ、非暴力を促進し、実践すること」「すべての人権と基本的な自由を十分に尊重し、その推進をすること」「発展の権利を尊重し、その促進をすること」と規定

(宣言の日本語訳; 平和の文化をきずく会)

...「国際平和の文化年」(2000年)と、続く「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際 10 年」(2001~2010年)として展開

3 「男女共同参画推進の根拠法」としての男女共同参画社会基本法

・男女共同参画法制の基幹体系

日本国憲法 - 「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約:1979年国連総会採択・1985年日本発効) - 男女共同参画社会基本法(1999年) - 東京都男女平等参画基本条例(2000年) - 練馬区男女共同参画計画という人権保障体系である。

・男女共同参画社会基本法(1999年6月23日公布、同日施行)の要点

男女共同参画社会の形成(同法 2 条 1 号)「男女共同参画社会の形成 男女が、社会

の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」

男女の人権の尊重（同法 3 条）「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」

社会における制度又は慣行についての配慮(同法 4 条)「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」

国の責務（同法 8 条）「国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」

地方公共団体の責務（同法 9 条）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

国民の責務(同法 10 条)「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」

おわりに

- ・男女共同参画推進の意味

「すべての人が、性別による固定的な役割分担等に縛られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくことができる社会」をめざして

- ・男女共同参画推進

SDGs（持続可能な開発目標）の 17 目標の達成を大きく視野に入れながら

【参考文献】

- ・片居木英人『現代の社会福祉をめぐる人権と法』法律情報出版、2015
- ・山下泰子・矢澤澄子監修 / 国際女性の地位協会編『男女平等はどこまで進んだか 女性差別撤廃条約から考える』岩波ジュニア新書、岩波書店、2018